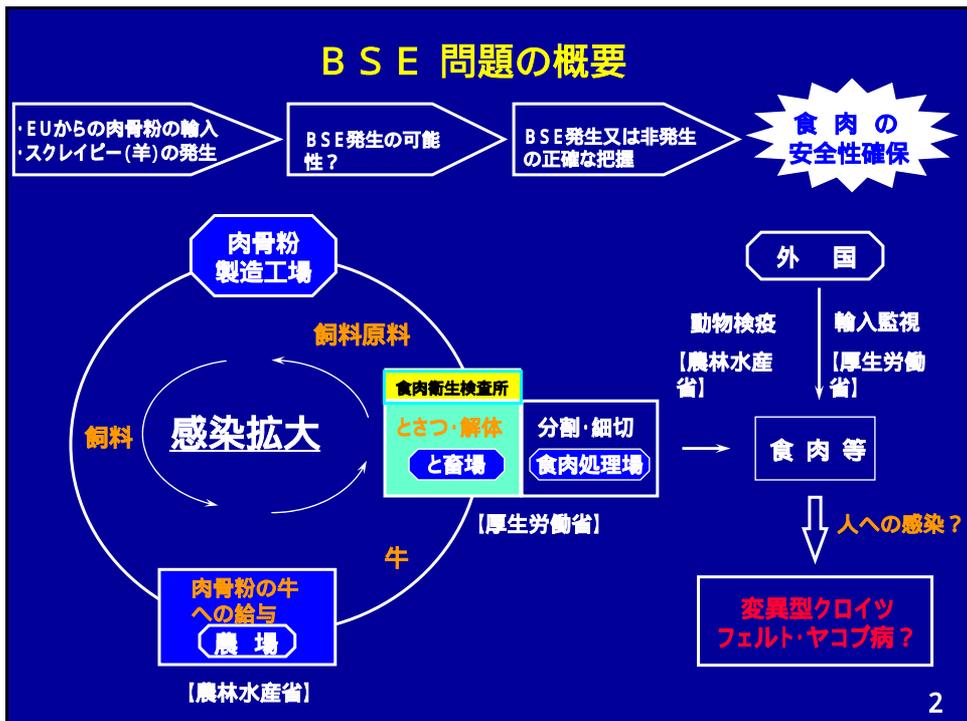


牛肉の安全対策について

厚生労働省医薬食品局
食 品 安 全 部

1



国産牛 B S E 確認までの厚生労働省の対策

- 平成 8 年 3 月 : 英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止
- 平成 8 年 4 月 : と畜場法の検査対象疾病に指定
- 平成 1 2 年 1 2 月 : E U 諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止
- 平成 1 3 年 5 月 : 国産牛及び羊のウエスタンプロット法による T S E サーベイランス開始

3

国産牛の B S E 確認に伴う対策

平成 1 3 年

- 1 0 月 1 8 日 ~ : と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査
- 1 0 月 1 8 日 ~ : 特定部位の除去、焼却の義務づけ
- 1 0 月 5 日 ~ : 牛由来原料を含む食品の特定部位含有に関する自主点検

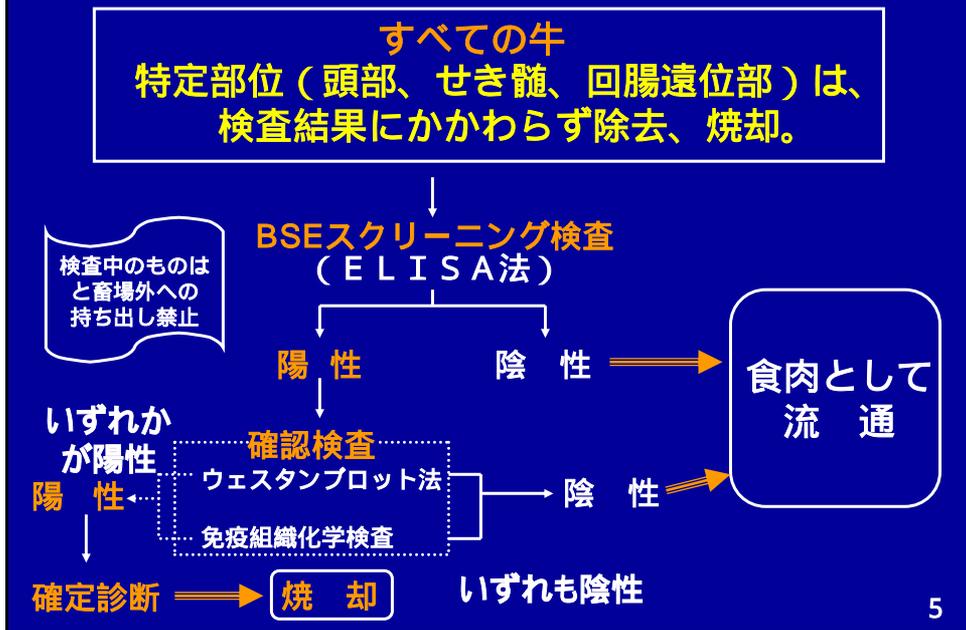
(平成 1 5 年 7 月 : 食品安全委員会設置)

平成 1 6 年

- 2 月 1 6 日 ~ : B S E 発生国の牛せき柱の食品への使用禁止
- 2 月 ~ : 我が国の B S E 対策について、食品安全委員会において中立的立場から科学的な評価・検証を開始

4

と畜場におけるBSE対策フロー



5

と畜場におけるBSE検査状況

	検査頭数	陽性頭数
平成13年度	523,591	2
平成14年度	1,253,811	4
平成15年度	1,252,630	3
平成16年度 (7月末まで)	421,120	0

平成13年9月に千葉県で確認された1例目及び死亡牛検査で確認された1例を含め、国内では11頭がBSEとして確認。

6

B S E 確認状況について

	確認年月日	出生年月日	月 齢	品 種(性 別)
1	H13. 9. 10.	H 8. 3. 26.	64	ホルスタイン種(雌)
2	H13. 11. 21.	H 8. 4. 4.	67	ホルスタイン種(雌)
3	H13. 12. 2.	H 8. 3. 26.	68	ホルスタイン種(雌)
4	H14. 5. 13.	H 8. 3. 23.	73	ホルスタイン種(雌)
5	H14. 8. 23.	H 7. 12. 5.	80	ホルスタイン種(雌)
6	H15. 1. 20.	H 8. 2. 10.	83	ホルスタイン種(雌)
7	H15. 1. 23.	H 8. 3. 28.	81	ホルスタイン種(雌)
8	H15. 10. 6.	H13. 10. 13.	23	ホルスタイン種(去 勢)
9	H15. 11. 4.	H14. 1. 13.	21	ホルスタイン種(去 勢)
10	H16. 2. 22.	H 8. 3. 17.	95	ホルスタイン種(雌)
11	H16. 3. 9.	H 8. 4. 8.	94	ホルスタイン種(雌)

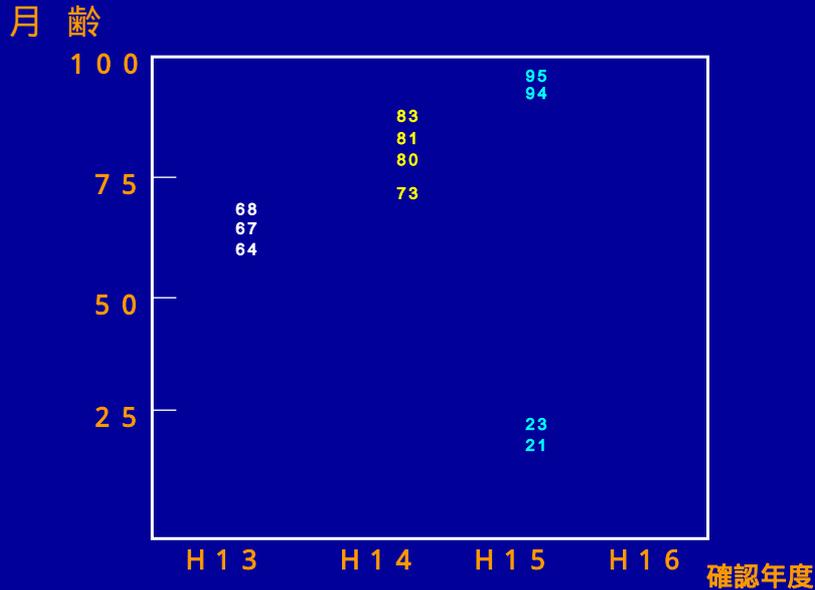
7

B S E 感染牛の出生年度分布



8

BSE感染牛の月齢分布



9

各国のと畜場におけるBSE検査体制

	日本	米国	EU
目的	食肉検査	サーベイランス	サーベイランス / 食肉検査
健康牛	すべて	30ヶ月齢以上 2万頭	30ヶ月齢以上
リスク牛	すべて	今後1~1.5年 間に農場段階を 含め30ヶ月齢 以上のリスク牛 20~27万頭を 検査	24ヶ月齢以上
備考	農場段階において24ヶ月齢以上の死亡牛についても検査		農場段階において24ヶ月齢以上の死亡牛等のリスク牛についても検査

10

各国の特定危険部位の範囲

特定危険部位の種類	日本	米国	E U
頭蓋	全月齢の頭部 (舌・頬肉を除く)	30ヶ月齢以上 (脳、眼、三叉神経節を含む)	12ヶ月齢以上 (下顎を除き、脳、眼を含む)
扁桃		全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢以上	12ヶ月齢以上
せき柱(背根神経節を含む)	全月齢	30ヶ月齢以上	12ヶ月齢以上
腸	全月齢の回腸遠位部	全月齢の小腸	全月齢の腸・腸間膜

11

輸入食品対策

BSE発生国からの牛由来製品(乳及び乳製品を除く食品、食品添加物)の輸入停止

【対象国：24ヶ国】

ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、スイス、リヒテンシュタイン、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、ポーランド、イスラエル、カナダ、米国

12